

## 消費生活だより ～くらしの危険～ 怪しい通販サイトに注意

Q



- 市場で希少な商品が入手可能
- 米やブランド品が不自然に安い
- サイト内の日本語表記が不自然
- 支払方法が限定されている。振込先の銀行口座が個人名義
- キャンセル、返品、返金ルートの記載がない
- 事業者の名称、住所、電話番号が明記されていない
- 事業者情報をインターネット検索で調べると、無関係の事業者情報など、嘘の情報が記載されている
- 問い合わせ先のメールアドレスがフリーメール
- 問い合わせ先の電話番号が通じない

このような通販サイトを見かけた場合は、どのようなことに注意すれば良いのでしょうか。

A



- ブランド品や入手困難な米などが安く買えるなど、通販サイトを見て注文し代金を支払ったのに商品が届かないなどの相談が寄せられています。少しでも怪しいと感じたら利用をやめましょう。
- 被害にあった場合は、すぐにクレジットカード会社や振込先銀行に相談しましょう。併せて最寄りの警察に被害を届け出ましょう。
- 不安なときは消費生活相談窓口にご相談下さい（消費者ホットライン188）。海外事業者とのトラブルについては国民生活センター越境消費者センター（<https://www.ccj.kokusen.go.jp/>）でも相談を受け付けています。被害の相談は警察でもできます（警察相談専用電話「#9110」）。

### 10月の消費生活相談（専門相談員による面談）

西濃6町のどこでも相談ができます（予約優先）。各会場とも午前10時～正午、午後1時～3時です。

相談会場	専門相談員配置日	電話番号
垂井町	10/1 (水)、15(水)	☎ 22-1152
	QRコードからも予約できます	
関ヶ原町	10/8 (水)、22(水)	☎ 43-0070
養老町	10/6 (月)、20(月)	☎ 32-1108
神戸町	10/14(火)、27(月)	☎ 27-3111
輪之内町	10/2 (木)、16(木)	☎ 68-0185
安八町	10/9 (木)、23(木)	☎ 64-3111



問 企画調整課 生活安全係 ☎ 22-1152